

後期高齢者医療 保険料の軽減について

保険年金課 ☎66・1102

◆保険料の軽減特例の見直し
○所得割額の軽減

対象者：所得金額の合計から33万円引いた金額が58万円以下の方
2割軽減(平成28年度5割軽減)

○会社の健康保険などの被扶養者だった方の均等割軽減

対象者：会社の健康保険などの被扶養者(国民健康保険、国民健康保険組合加入者は除く)だった方
7割軽減(年1万4千円)

【平成28年度9割軽減(年4千600円)】
※所得割額は全額免除となります。

※次の被保険者均等割額の軽減にも該当する方については、いずれか大きい方の額が軽減されます。

◆被保険者均等割額の軽減
世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計に応じて、被保険者均等割額を軽減します。

5割軽減、2割軽減の対象が拡大されました。

区分	基準となる所得金額
9割軽減	所得金額の合計が33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下、かつその他各種所得がない
8.5割軽減	所得金額の合計が33万円以下で、9割軽減に該当しない
5割軽減	33万円+(27万円×世帯の被保険者数)以下
2割軽減	33万円+(49万円×世帯の被保険者数)以下

※年齢、収入の状況や世帯構成によって基準が異なります。

◆保険料の減免

次のいずれかに該当し、保険料の納付が困難な方は、申請により保険料の減免が認められることがあります。

- ①災害により、住宅や家財に著しい損害を受けた場合
- ②事業の廃止、失業により収入が著しく減少した場合

保険税(料)の所得の申告をお願いします

保険年金課
国民健康保険税 ☎66・11172
後期高齢者医療 ☎66・11102

国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減・減免を受けるには、所得の申告が必要です。収入がなかった方、非課税年金(障害基礎年金・遺族年金など)を受けている方、所得税、市県民税申告の必要のない方でも、所得の申告をしてください。

申告期限

◆国民健康保険税
6月28日(水)

◆後期高齢者医療保険料
6月12日(月)



脳ドック受診の助成

保険年金課 ☎66・1103

蒲郡市国民健康保険および後期高齢者医療保険加入者の方に脳ドック受診の助成を行います。

今年度中にはるさき健診センター(岡崎市)での脳ドックの募集も予定しています。
受診日 7月〜平成30年3月の月曜日(祝日は除く)。日時は指定します。

受診場所 市民病院
対象
○国民健康保険被保険者
昭和42年4月2日以前に生まれた方で、世帯主および国保被保険者全員に市税などの滞納のない方。

○後期高齢者医療被保険者
本人に後期高齢者医療保険料および市税などの滞納のない方。
※昨年度助成を受けた方は対象となりません。
※体内に金属物などを有する方は受診できない場合があります。

※脳神経外科に通院している方は主治医と相談の上お申し込みください。
定員(定員を超えた場合は抽選)

・国保加入者：・・・20人
・後期高齢加入者：・・・10人
個人負担 1万6千円(脳ドック3万2千560円のうち1万6千560円を市が助成)

申し込み 6月14日(水)(必着)までに、印鑑、保険証を持って直接、保険年金課へ。申請書(保険年金課、市ホームページにあります)または申請に必要な項目を記入したハガキ、書面の郵送(〒443-8601)による申し込みもできます。

申請に必要な項目 申請年月日、世帯主氏名(押印)・住所、受診希望者の氏名(フリガナ)・性別・生年月日・年齢・世帯主との続柄・住所・電話番号・保険証の記号番号、個人情報確認事務の同意文(「私および世帯員の市税等納付状況の確認事務を行うことに同意します。」)

